

村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長

(村長) 謝 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長

村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長

福 第 一 三 八 號

昭和 七年 十月 一 日 發案
 昭和 七年 十月 一 日 決裁

淨書 校合 十月 一 日 發送
 往復主任

村長

助役

主任

關係書記

村長

組合 村長

右記 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長

記

一、組合 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長
 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長 村長

一、是年秋、長之、感謝、村、乃、急、乃、經、是、事、向、之、件、
 一、會、經、事、乃、生、實、乃、件、之、路、之、事、之、件、

福生村
 組合會議員

○ 九	○ 八	○ 七	○ 六	○ 五	○ 四	○ 三	○ 二	○ 一
野 島 山 吉	井 上 久 右 衛 門	清 水 伸 五 郎	村 野 甚 三 郎	秋 山 之 亮	野 村 健 吉	高 崎 彌 一	高 橋 南 藏	澤 井 重 五 郎
○ 八	○ 七	○ 六	○ 五	○ 四	○ 三	○ 二	○ 一	○
齋 藤 伊 三 郎	内 田 傳 藏	田 村 彌 三 郎	井 梅 庄 五 郎	古 石 幸 三 郎	清 水 茂 吉	加 藤 市 藏	井 梅 彌 十 郎	石 川 豐 次 郎

抄錄

[illegible]

趙林國合會編纂

議案第一號

組合助役(名譽)選任件

當組合助役内出猪十郎「十月十日任期満了」付
左記「者」後任者「推」薦ス
昭和六年十月五日提出

西多摩郡福生村熊川村組合長井上久右衛門

記

鯉川村二九四番地一ノ号

内出猪十郎

陳樂平

前組右長感謝狀並紀念品贈呈一併

前
 当組合非違本中在正明氏組合会議員、助役、組合長等
 一職に在りト前後十六年當組合一発展市政一向
 上固滑々回りお上り上貢獻する処々大に以て感謝状並
 如記急帶トシテ銀五一組ヲ贈呈スルモトス

昭和五年十月五日提出

菅生村 熊川村 但合 長井 上久 右卫門

From the 15th to the 20th of the month

第 107 号

中國地圖 = 大分 + 地盤
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

西多摩郡幅生村熊川村組合長笹本牛左衛門

君資性温厚篤實事二當リテ熱誠大正六年四月当
 組合会議員ニ当選南条在職滿八年大正十二年二月当
 組合助役ニ就任在職滿四年昭和二年九月当組合長ニ奉
 ケレ在職滿四年及ビ本年九月滿期退職セシ君ハ愛村
 念殊ニ際リ其ノ議員タルヤ常ニ村政ノ向上飛達ニ意ヲ
 致シ助役トシテ各般ノ施設計劃ニ當リ終始勉メ組合長ヲ
 輔ケ又組合長ノ職ニ在ルヤ村治ノ円滑因リ村民福利
 ノ増進ニ努ムル事本組合今ヨリ進展ヲ見ルニ至レル由ニ
 君ノ努力與フテ大ナリト謂フベシ当組合リ茲ニ組合会議
 決ヲ經テ記念トシテ銀盃一組ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス
 昭和六年十月十日

昭和五年第八回調査統計表総合調査記録
一告知事項たるを通知

下告知事并大ニ通

第一 指導條件

邪二 市道廢止 治可也

神志
相宜
更
治
何
位

賈道路要交換件

五、土地
1. 土地

六 四 五 三 二 一

中環島をめぐり

但令子孫

卯
子
酉

張
三
向

分
以
有

高橋 玄

2
9
4
34
—

地本健考

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

あつちから

定議トサレト求フ

議長トシテ議決セシメ令令一致ヲ求メテ議令
相違ニシテある通可決確定ス

第二本通議止決定ハ件

一議長(佐々木)

即決相違

第二本通議止決定ハ件

議長トシテ議決セシメ令令一致ヲ求メテ議令
相違ニシテある通可決確定ス

第三本通議止決定ハ件

一議長(佐々木)

即決相違

第二本通議止決定ハ件

議長トシテ議決セシメ令令一致ヲ求メテ議令
相違ニシテある通可決確定ス

議長トシテ議決セシメ令令一致ヲ求メテ議令
相違ニシテある通可決確定ス

第二本通議止決定ハ件

一議長(佐々木)

第二本通議止決定ハ件

即決相違

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

第二本通議止決定ハ件

一議長(佐々木)

第二本通議止決定ハ件

即決相違

第二本通議止決定ハ件

[illegible]

井上久右衛門
高崎市一
清水茂吉
内田信光
古谷幸三郎
井梅屋土郎
田村通三郎
清水伸太郎

高橋角花

組合

東京府知事牛場虎太郎殿

組合會議決事件要領報告件

本月^{廿五}第八回組合會。當夜場開會。即曰議事完了。閉會。致候各議案。係什某要領。及報告候也。

記

一、村道改修一件